

# 社会福祉法人 白百合会

## 役員報酬規程

### 【目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人白百合会の役員の報酬等について定めるものである。

### 【定義】

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

### 【報酬等の支給】

第3条 役員には、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

### 【出張旅費】

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人 白百合会 旅費規程」に基づいて、旅費を支給する。

2 業務にかかる旅費は、原則として役員の住所地を起点として「社会福祉法人 白百合会 旅費規程」を準用し、相当する額の旅費を支給する。

### 【適用除外】

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### 【報酬額】

第6条 役員の報酬については、定款第8条及び第21条ならびに評議員選任・解任委員会運営細則第7条に定めるとおりとする。

### 【公表】

第8条 当法人は、この規程をもって、役員の報酬等の支給の基準として公表する。

### 【改廃】

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 【補則】

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附則

この規程は、平成29年6月10日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（役員の報酬）

（１）評議員

| 名称              | 報酬額 | 実費弁償費  |
|-----------------|-----|--------|
| 評議員会等会議出席報酬（日額） | 〇円  | 交通費実費額 |
| 評議員業務報酬（日額）     | 〇円  | 交通費実費額 |

（２）理事

| 名称             | 報酬額 | 実費弁償費  |
|----------------|-----|--------|
| 理事会等会議出席報酬（日額） | 〇円  | 交通費実費額 |
| 理事業務報酬（日額）     | 〇円  | 交通費実費額 |

（３）監事

| 名称              | 報酬額 | 実費弁償費  |
|-----------------|-----|--------|
| 理事会等会議出席報酬（日額）  | 〇円  | 交通費実費額 |
| 監事監査等事業業務報酬（日額） | 〇円  | 交通費実費額 |

（４）評議員選任・解任委員

| 名称                         | 報酬額 | 実費弁償費  |
|----------------------------|-----|--------|
| 評議員選任・解任委員会等<br>会議出席報酬（日額） | 〇円  | 交通費実費額 |